

平成 29 年度財政援助団体等監査(2)結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、平成 29 年度財政援助団体等監査(2)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

平成 30 年 1 月 16 日から 2 月 7 日までの間において実日数 14 日間

方針

平成 29 年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

ア 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。
- (ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

【所管課関係】

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

- (イ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

イ 出資団体

【団体関係】

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

【所管課関係】

- (ア) 出資目的および出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか。
（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。

- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (ク) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

〔施設名〕団体等名	〔施設名〕団体等名
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 【社会福祉協議会補助金・権利擁護センター運営費補助金】	照姫まつり推進協議会 【照姫まつり事業補助金】
〔あかねの会就労支援室〕 社会福祉法人 あかねの会 【障害者日中活動系サービス推進事業補助金】	〔やすらぎラウンジ〕 社会福祉法人 章佑会 【障害者日中活動系サービス推進事業補助金】
〔あいあいあい石神井台〕 特定非営利活動法人 手をつなご 【民設子育てのひろば運営補助金】	〔保育ルームフェリーチェ練馬中村橋園〕 株式会社 アルコバレーノ 【認証保育所経費補助金】
〔エデュケアセンター・光が丘〕 株式会社 パソナフォスター 【認証保育所経費補助金】	〔太陽保育園〕 太陽保育園 株式会社 【認証保育所経費補助金】
〔さつき保育園石神井公園ルーム〕 フミ・コーポレーション 株式会社 【認証保育所経費補助金】	〔ソラスト新江古田〕 株式会社 ソラスト 【認証保育所経費補助金・認可外支援事業補助金】
〔キッズパオ石神井あおぞら園〕 株式会社 マミーズファミリー 【認証保育所経費補助金】	〔ピノキオ幼児舎関町園〕 株式会社 ピノコーポレーション 【認証保育所経費補助金・認可外支援事業補助金】
〔グローバルキッズ練馬春日町園〕 株式会社 グローバルキッズ 【認証保育所経費補助金・認可外支援事業補助金】	

イ 出資団体

団 体 名	団 体 名
練馬区土地開発公社 【出捐金】	公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会 【出捐金・障害者就労促進協会補助金】
江古田駅整備株式会社 【出資金】	

ウ 指定管理者

〔施設名〕団体名	〔施設名〕団体名
〔勤労福祉会館〕 特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構	〔光が丘区民ホール〕 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
〔美術館〕 公益財団法人 練馬区文化振興協会	〔光が丘福祉園〕 社会福祉法人 武蔵野会
〔大泉福祉作業所・大泉つつじ荘〕 社会福祉法人 同愛会	〔しらゆり荘〕 社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
〔はつらつセンター光が丘・光が丘デイサービスセンター〕 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	〔豊玉リサイクルセンター〕 アクティオ・練馬リサイクル共同事業体
〔関町リサイクルセンター〕 練馬リサイクルプロジェクト	〔区営住宅〕 東京都住宅供給公社
〔小竹図書館〕 ハートフルサポート共同事業体	〔南田中図書館〕 株式会社 図書館流通センター
〔平和台児童館・学童クラブ〕 公益財団法人 児童育成協会	

2 監査結果

適正に行われていた。